

# 使用前事業者検査等の独立性確保への対応方針(案)

日本原燃(株)  
2020年3月18日

## 1. 独立性に関する要求事項

### ○ 使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと

⇒ 使用前事業者検査等(使用前事業者検査および定期事業者検査)を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち(信頼性)、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況(中立性)にあること

また、上記要求事項に加え、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されている原子力施設」と「要求されていない原子力施設」では、具体的な方策の要求が、以下に示す通り違いがある。

- ・ 要求されている施設：検査を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること  
【再処理事業部、燃料製造事業部】
- ・ 要求されていない施設：検査の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることができる  
【濃縮事業部、埋設事業部】

なお、埋設事業部は、使用前事業者検査等に該当するものはないが、埋設施設確認に係る検査および廃棄物確認に係る検査がある。これらの検査は、国が行う法定確認に繋がる検査のため、使用前事業者検査等に準じた体制とする。

## 2. 要求事項を踏まえた当社対応方針

### 【検査の独立性に係る基本方針】

- 検査が実施できる力量を有する検査要員(検査実施責任者および検査員)を確保し、工事等の実施箇所から独立した組織で検査を実施する体制とする。
- 各事業部での具体的な体制の構築においては、中立性・信頼性を損なわないことを前提に、各事業部の特徴(施設の重要度、検査物量、対応要員数)を踏まえた体制とする。



### 【各事業部の対応】

- 再処理事業部、濃縮事業部、燃料製造事業部及び埋設事業部とも検査組織を独立組織とする。なお、再処理事業部の検査員については、検査物量を考慮して襻がけ対応とする。

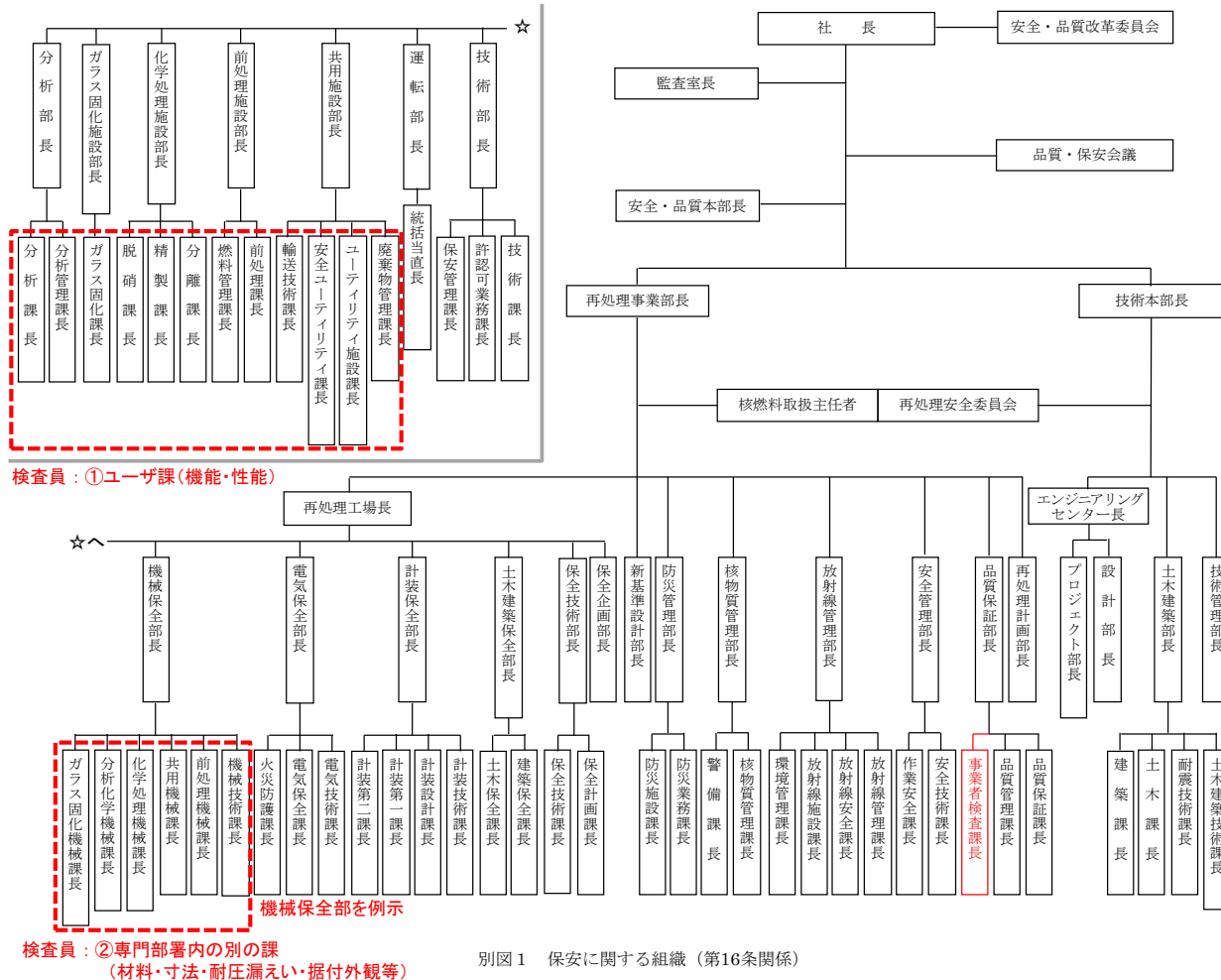
### 3. 再処理事業部の体制

【再処理事業部における使用前事業者検査等の中立性および信頼性確保の考え方】

○検査実施責任者は、経験を有する事業者検査課の特別管理職が検査ごとに分担して務めることにより、中立性を確保。

○検査員は、検査物量が多いことから、①機能に係る検査は施設を所管し検査経験を有するユーザ課（施設課等）、②構造に係る検査等は所掌する施設や検査の内容が類似している専門部署内の別の課（いわゆる襷がけ）から検査員を選定することにより、信頼性を確保。

○QA検査も事業者検査課が実施。

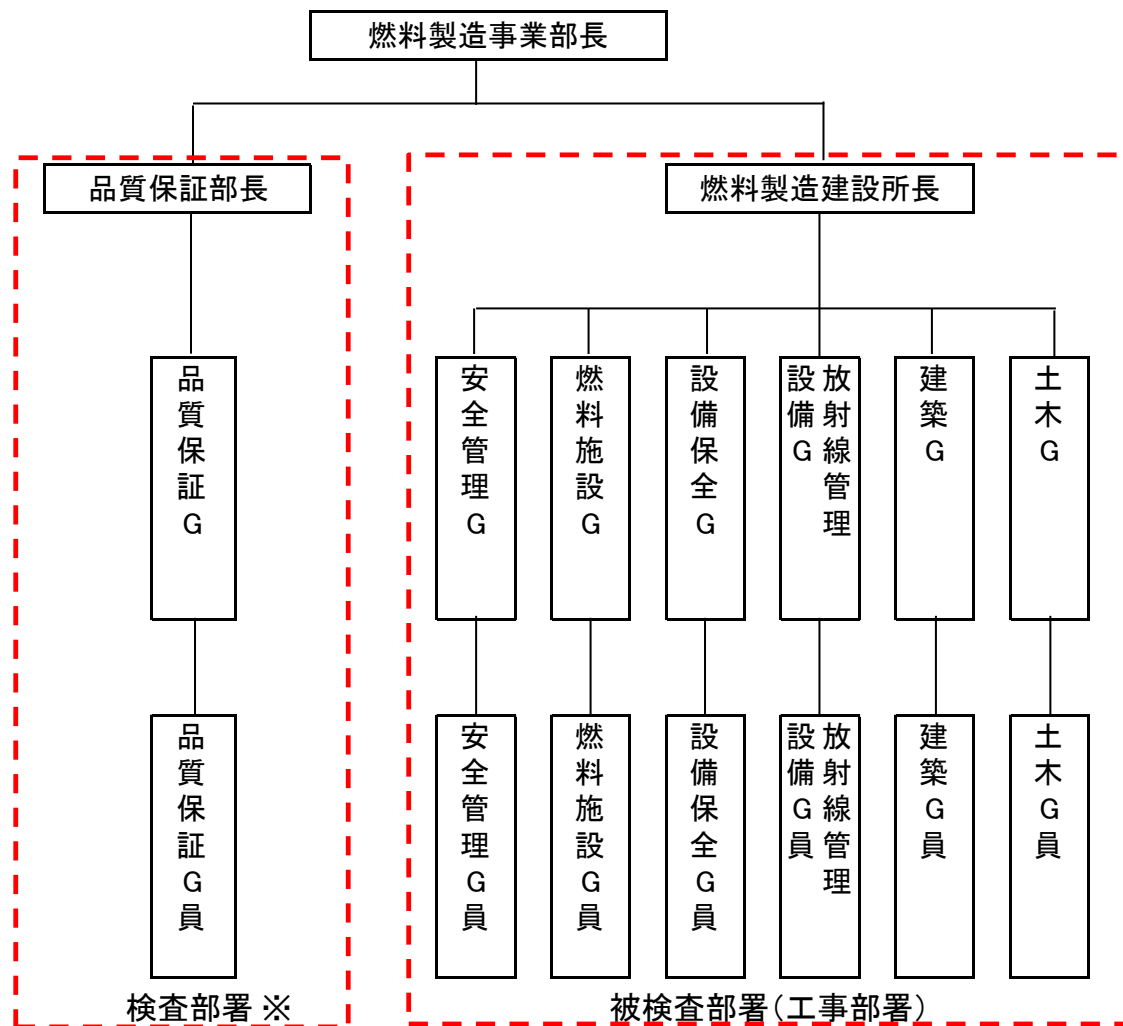


補足) 事業者検査課を事業部長直属の既存の品質保証部内に新設。⇒ 工事実施部署と検査部署が相互に部単位で独立していることから中立性の確保に問題なし。

## 4. 燃料製造事業部の体制

【燃料製造事業部の使用前事業者検査等における中立性及び信頼性確保の考え方】

- ・検査を品質保証部の既存組織で実施することから中立性、信頼性は確保。
- ・事業者検査のQA検査についても当該組織で実施。

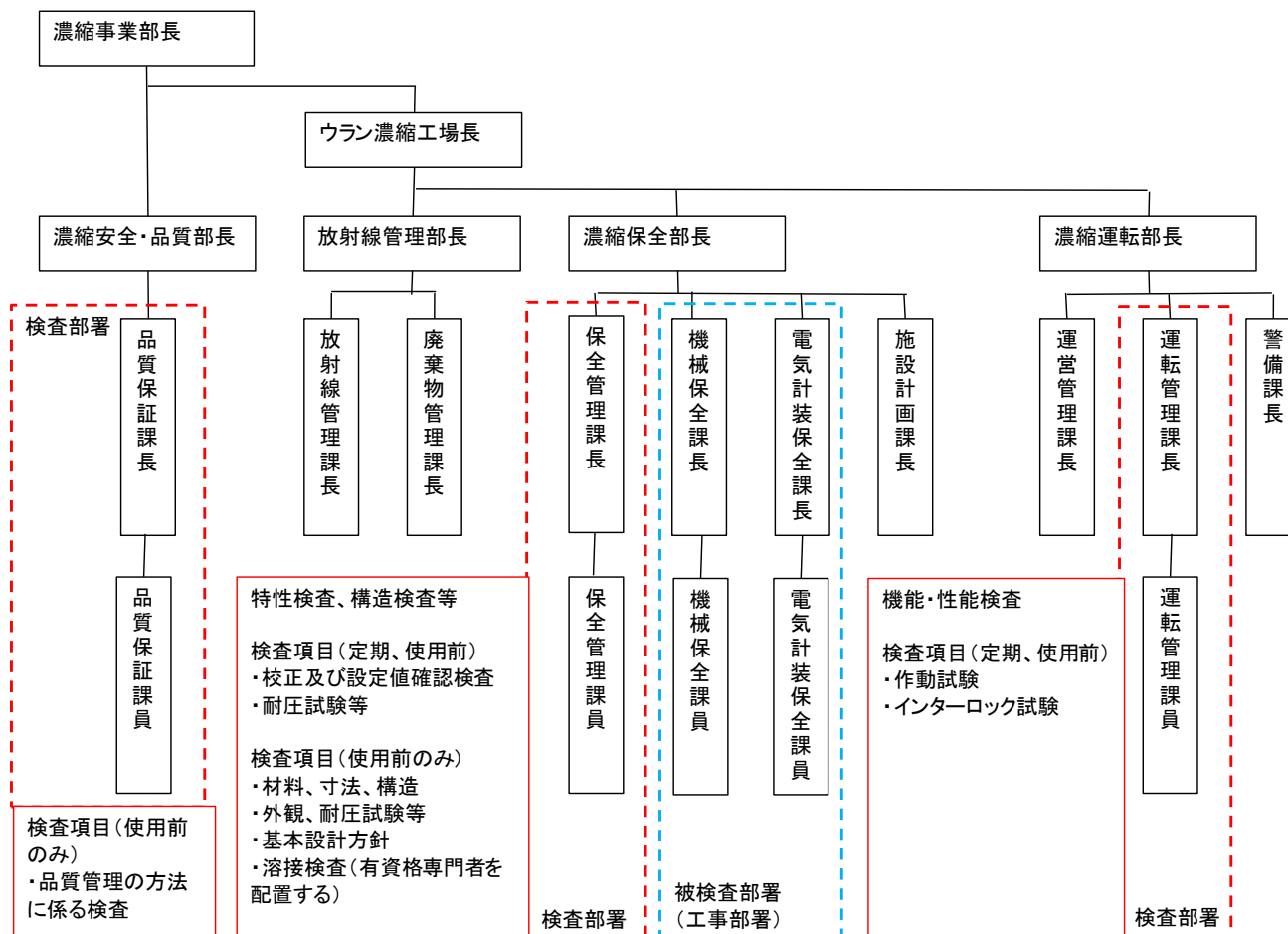


※検査部署は品証Gではなく、新たに検査課(仮称)を設けることを検討中であるが、品質保証部に属するものとする。

## 5. 濃縮事業部の体制

【濃縮事業部における使用前事業者検査等の中立性及び信頼性確保の考え方】

- ・工事部署（機械保全課や電気計装保全課）から独立した既存組織（保安全管理課、運転管理課、および品質保証課）で実施することで中立性を確保。
- ・工事部署と検査部署を異なる課とし、検査部署において「検査対象施設および検査についての相応の知識等」を有する要員を確保することで信頼性を確保。
- ・QA検査は、品質保証課で実施。



## 6. 埋設事業部の体制

【埋設事業部における法定確認に繋がる検査の中立性および信頼性確保の考え方】

○工事管理部署および廃棄体管理部署から独立した検査部署を設置して実施すること、また、検査員は検査対象となる工事または作業に関与していない要員を選定することにより、中立性を確保

○検査部署において「検査対象施設および検査についての相応の知識等」を有する要員を確保することにより、信頼性を確保

○QA検査は、検査部署で実施

